

建設委員会情報連絡

令和 7 年 7 月 7 日

情報連絡件名	頁
(1) 第 7 5 回利根川治水同盟治水大会の開催について	2
(2) 綾瀬川堤防護岸整備工事について	3
(3) 興野周辺地区まちづくり協議会（第 1 6 回）の開催結果について	6
(4) 新田まちづくり連絡会（第 6 4 回）の開催結果について	8
(5) 佐野六木土地地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について	9
(6) 令和 7 年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について	1 0
(7) 区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について	1 3

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 日暮里・舎人ライナーの混雑緩和・利用促進等の取組みについて
- (2) 六町駅周辺の自転車駐車場の今後の運用について
- (3) はるかぜ路線維持事業の進捗について
- (4) 足立区デマンドタクシー「足タク」における取組み状況等について
- (5) チョイソコ×せんじゅにおける利用者登録状況等について
- (6) 花畑地区における地域内交通の検討状況について
- (7) 扇地区における地域内交通の検討状況について
- (8) 有楽町線（地下鉄 8 号線）の整備促進に向けた取組み状況について
- (9) 竹ノ塚駅付近連続立体交差事業に伴う事業損失補償業務の進捗について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和7年7月7日

件 名	第75回利根川治水同盟治水大会の開催について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内 容	東京都から第75回利根川治水同盟治水大会開催の連絡があったので、以下のとおり報告する。 1 利根川治水同盟の主な活動 利根川治水同盟は昭和22年9月に発生したカスリーン台風による甚大な被害を契機に発足し、利根川流域1都5県（東京、埼玉、群馬、栃木、茨城、千葉）の自治体等で構成している。 治水大会では、利根川水系の治水・利水・環境事業の早期完成を目指し、事業の着実な推進及び河川環境の整備促進等を求める決議を行い、国会及び政府関係機関に対し要望活動を行っている。 なお、足立区からは区議会議員及び区職員が参加している。 2 第75回大会開催概要 (1) 日時 令和7年7月31日（木）午後1時～午後3時 (2) 場所 牛久市 中央生涯学習センター・文化ホール (茨城県牛久市柏田町1606-1) (3) 内容（予定） 開会宣言 会長挨拶 開催県代表挨拶 来賓祝辞 事業説明 意見発表 大会宣言 大会決議 次期開催都市挨拶 閉会宣言 3 その他 毎年治水大会を各地で開催しているが、来年度の内容については現時点では未定である。

建設委員会情報連絡

令和7年7月7日

件名	綾瀬川堤防護岸整備工事について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課
内容	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所が実施する、綾瀬川右岸埼玉県八潮市浮塚地先の堤防護岸整備工事の概要を以下のとおり報告する。 1 整備の経緯 埼玉県八潮市浮塚地先の綾瀬川右岸8.6km～8.7km付近において、計画堤防高に対して高さが1m程度不足しているため、距離にして約135mの堤防護岸整備を行う。 2 工事概要（別紙1、2参照 P4～5） （1）工 事 R6綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事 （2）工事期間 令和7年6月～令和8年3月 （3）区 間 綾瀬川右岸8.6km～8.7km付近約135m （4）施工業者 株式会社浅沼組 3 整備内容 （1）護岸基礎工は、川側および陸側からの施工を8月上旬から11月下旬まで行う。 （2）擁壁等の護岸工事および舗装工事は陸側からの施工を11月中旬から3月中旬まで行う。 （3）工事影響範囲の綾瀬川沿い通路を6月から3月まで通行止めとする。 なお、古綾瀬川遊歩道の通行止めは8月からの予定となるが、搬出用工事用車両等の通行がある。 4 問題点・今後の方針 通行止めに伴う歩行者等の安全管理について徹底するよう協議していく。

綾瀬川の堤防護岸工事のお知らせ

別紙 1

平面図

～地域の皆様及び河川利用者の皆様へ～

平素より、国土交通省の河川事業へのご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
この度、前回の工事を続きますが、綾瀬川（右岸側）浮塚地先にて堤防護岸整備（擁壁による堤防の高さの確保）を行うことになりました。
工事に伴い、右記「平面図」の通り、下記の期間中、遊歩道及び川岸通路の一部を通行止めさせていただきます。近隣の住民の皆様や綾瀬川をご利用の方にはご不便をお掛け致しますが、工事へのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
お気づきの点がございましたら、施工業者担当者までご連絡ください。

記

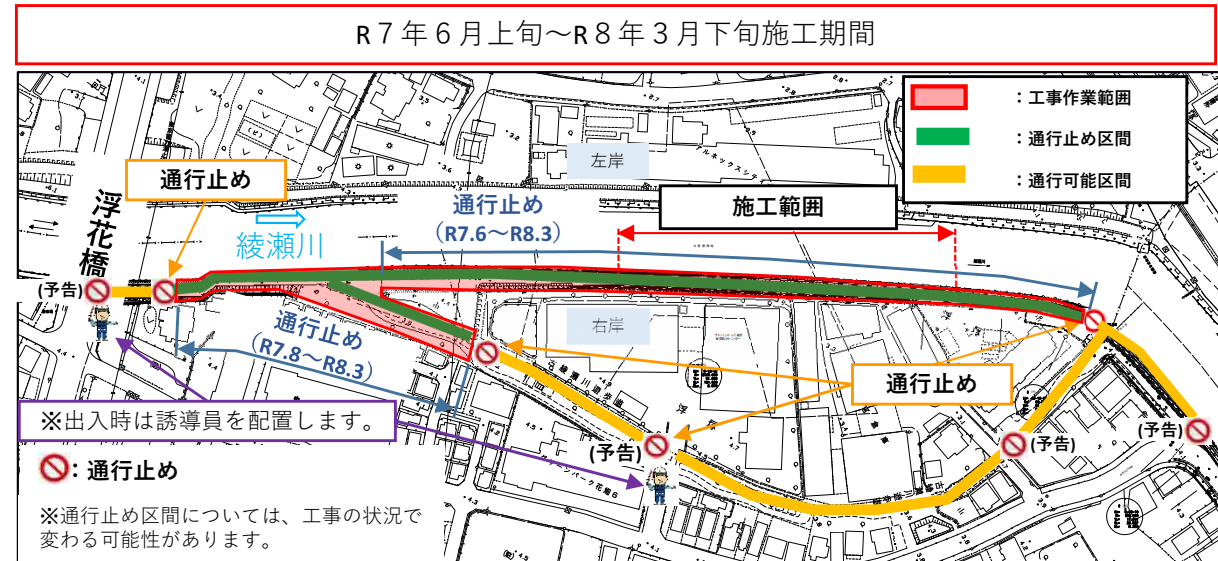
工事件名 R6綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事

工事期間 令和7年 6月上旬 ～ 令和8年 3月 下旬

作業時間 8：00～18：00
※ 水位（潮）により、夜間作業を行うことがあります。

通行止め期間 令和7年 6月 月上旬 ～ 令和8年 3月 月下旬
：川岸通路及び遊歩道の一部

工事場所 埼玉県八潮市浮塚地先



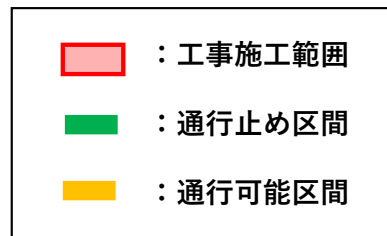
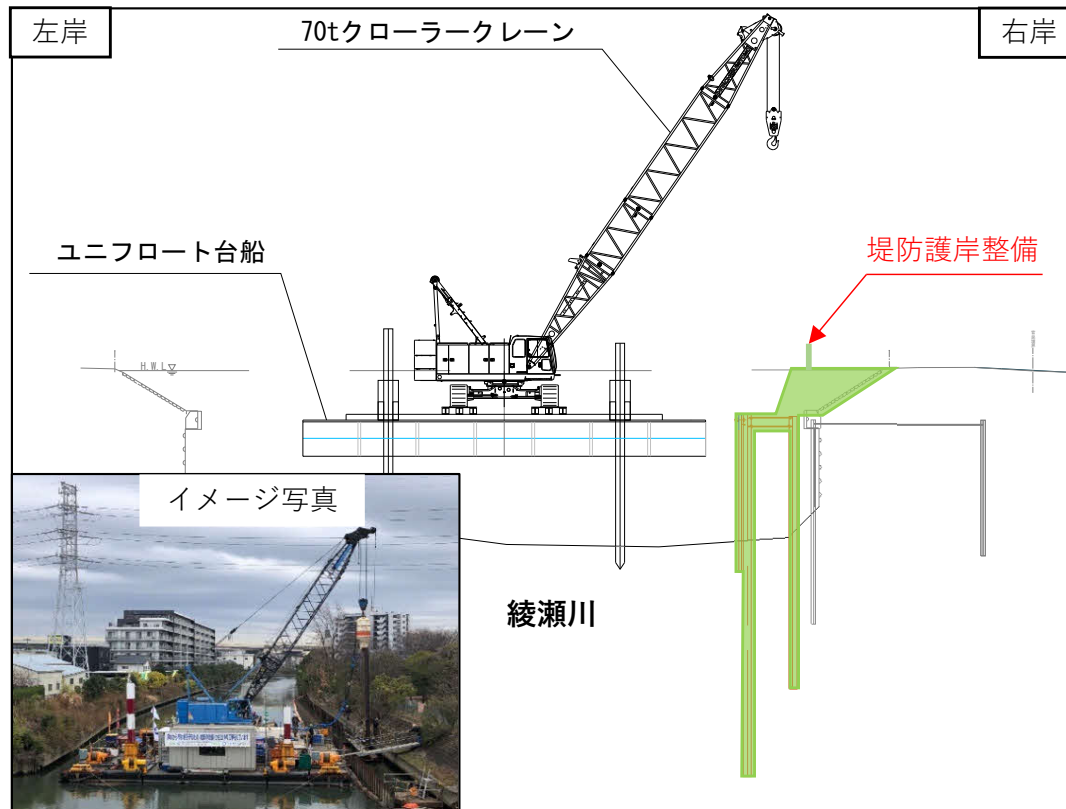
※出入口1：陸路用通路となります。走行車両は小型ダンプトラック乗用車小型重機となります。

※出入口2：陸路用通路となります。走行車両は中型ダンプトラックとなります。

※出入口3：水上用通路となります。仮設栈橋への搬入車両は大型車両小型車両走行車両共に出入りします。

施工業者 株式会社 浅沼組 佐藤
TEL：048-934-7255
FAX：048-934-7256
発注者 国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所
中川出張所 TEL：048-962-8634

施 工 状 況 図



通 行 止 め 看 板 設 置 場 所

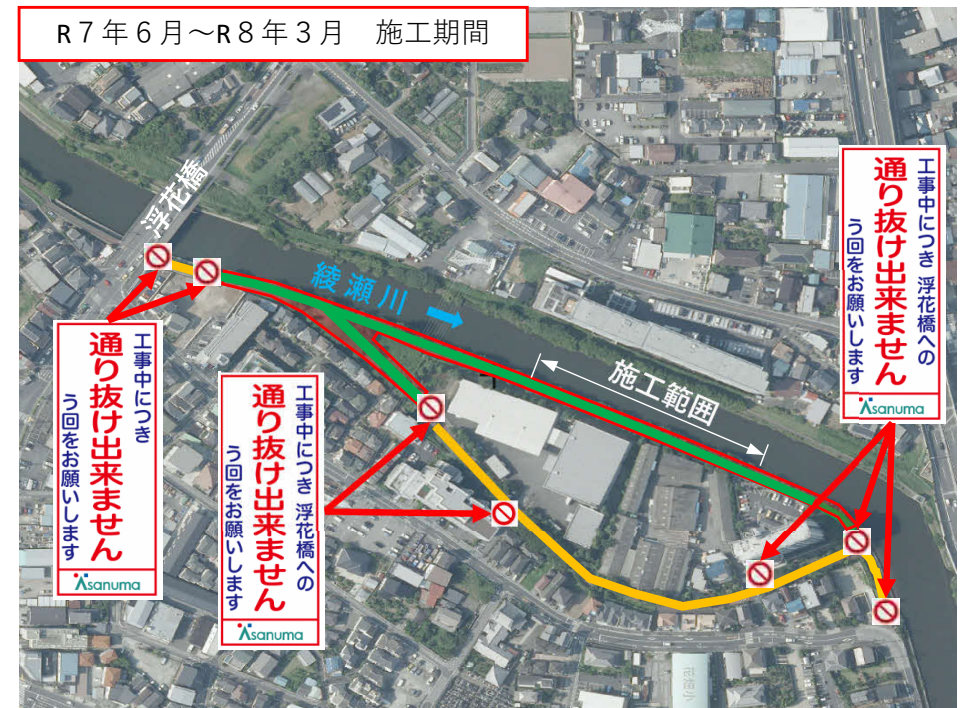
別紙 2

工事看板
設置位置：



※ 通行止め看板には、う回案内を行います。

R7年6月～R8年3月 施工期間



建設委員会情報連絡

令和7年7月7日

件 名	興野周辺地区まちづくり協議会（第16回）の開催結果について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内 容	興野周辺地区におけるまちづくりについて、第16回興野周辺地区まちづくり協議会を開催したので、以下のとおり報告する。 1 開催日時 令和7年5月26日（月） 午後7時～午後8時 2 場 所 西新井小学校3階 ランチルーム 3 参 加 者 地元町会自治会等 11人 4 内 容 (1) 公社興野町住宅建築に伴う創出用地について (2) 補助第138号線沿道のまちづくりについて (3) 興野周辺地区まちづくりの状況報告 ア まちあるきの実施結果について イ 西新井消防署へのヒアリング結果について ウ 対象範囲の通学路について (4) 今後のスケジュール 5 主な質疑 Q1：創出用地に建設される介護施設について、地域交流スペース機能も用意することだが、同じ機能を有している別の施設の見学は可能か。 A1：事業者施設見学が可能か確認する。 （同様の施設が板橋区にあり、見学する際は事前に連絡のうえ視察できることを事業者を確認済み。会員の方には、事業者パンフレットを郵送時、報告する。） Q2：補助第138号線沿道のまちづくりで、延焼遮断帯として誘導する建物の具体的イメージはどのようなものか。 A2：不燃化建物を誘導し、加えて壁のような役割を持たせ延焼を

	防ぐため、最低限の高さを設定することを検討している。 Q 3 : 通学路の見直し計画も含めてまちづくりに反映できたらよい。 A 3 : 興野地区の道路ネットワークを検討するうえで、通学路の課題や見直しの内容等については、今後も情報を確認していきたい。
--	--

建設委員会情報連絡

令和7年7月7日

件 名	新田まちづくり連絡会（第64回）の開催結果について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内 容	新田地区におけるまちづくりについて、第64回新田まちづくり連絡会を開催したので、以下のとおり報告する。 1 開催日時 令和7年6月27日（金） 午後6時30分～午後7時10分 2 場 所 新田地域学習センター2階 第1・2学習室 3 参 加 者 地元町会自治会等 11人 4 内 容 (1) 新田橋架け替え整備について (2) 区営住宅建替えの進捗状況について (3) コミュニティタイムライン（CTL）について 5 主な質疑 Q1：新田橋の仮橋に設置されるスロープに階段は設置されるのか。 A1：スロープの途中に階段の設置を計画している。 Q2：歩行者専用の仮橋運用になる場合、バスの運行はどうなるか。 A2：東京都交通局と協議を進めており、具体案が示されたら、地元の皆様にお伝えする。 Q3：新田三丁目アパートの入居状況はどうなっているか。 A3：現在、新田二丁目アパートから21戸が移転した。また、空室については、新規入居者を募集している。 Q4：新築された都営アパートは、水害に備えて土台を高くしているが、新田三丁目アパートは、何か対策をしているのか。 A4：4階に集会所を配置し、浸水被害に配慮した建物としている。

建設委員会情報連絡

令和7年7月7日

件名	佐野六木土地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について																																
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																																
内 容	清算金の徴収事務の進捗状況を、以下のとおり報告する。																																
	1 徴収清算金の納付状況																																
	全納付予定額 147,518,472円を令和3年度～令和8年度の期間で、一括・繰上・分割（最大11回）により徴収。																																
	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="4">各年度時点の納付実績</th></tr><tr><th>納付対象者 (人)</th><th>累計納付金額 (円)</th><th>未納額 (円)</th><th>納付対象者のうち 未納者数 (人)</th></tr><tr><td>令和3</td><td>418</td><td>102,861,927</td><td>53,350</td><td>3</td></tr><tr><td>令和4</td><td>93</td><td>114,435,386</td><td>208,381</td><td>5</td></tr><tr><td>令和5</td><td>55</td><td>123,821,331</td><td>355,887</td><td>3</td></tr><tr><td>令和6</td><td>47</td><td>132,668,971</td><td>48,012</td><td>1</td></tr></table>				年度	各年度時点の納付実績				納付対象者 (人)	累計納付金額 (円)	未納額 (円)	納付対象者のうち 未納者数 (人)	令和3	418	102,861,927	53,350	3	令和4	93	114,435,386	208,381	5	令和5	55	123,821,331	355,887	3	令和6	47	132,668,971	48,012	1
	年度	各年度時点の納付実績																															
		納付対象者 (人)	累計納付金額 (円)	未納額 (円)	納付対象者のうち 未納者数 (人)																												
	令和3	418	102,861,927	53,350	3																												
	令和4	93	114,435,386	208,381	5																												
	令和5	55	123,821,331	355,887	3																												
	令和6	47	132,668,971	48,012	1																												
※ 令和4年度以降の納付対象者は、当初から分割による納付を予定されていた方である。																																	
2 今後の方針																																	
分割納付計画の徴収で未納額の減少に努め、令和8年度まで引き続き徴収を行っていく。																																	

建設委員会情報連絡

令和7年7月7日

件名	令和7年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について
所管部課名	道路公園整備室公園維持課
内容	令和7年度のじゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について、以下のとおり報告する。 1 実施期間・時間 令和7年7月10日（木）～9月7日（日）の60日間 午前9時～午後1時（1回50分の入れ替え、4回制） 【参考】前年度運営期間 令和6年7月11日（木）～9月1日（日）の53日間 （1）開設期間延長理由について 昨年度開設期間53日間に全日運営できた日数は19日（35.8%）。 仮に9月30日まで運営していた場合（9月2日から9月30日）、開設期間29日のうち全日運営21日（72.4%）を追加で開催することができた。 今年度は1週間延長で運営し、利用人数や開設可能日数等を鑑みて、来年度以降の期間を改めて検討する。 2 実施箇所（別紙参照 P12） 区立公園21か所 3 対象者 オムツを使わなくなった就学前の子ども 4 運営方法 （1）熱中症対策について ア 暑さ指数が31℃以上に達した際は、利用を中止する。 ※ 足立区医師会の意見 特に乳幼児に関しては、暑さ指数による利用制限はすべきであると小児科医からご助言があった。 イ 周知方法 （ア）X（旧Twitter）での情報発信 （イ）現地での看板掲示および係員による来場者への説明

	(2) 水遊びパンツの使用について 使用は認めない。 理由 取扱いメーカーの見解から「尿については流れ出す構造である」ため、プールとしての水質基準（遊離残留塩素濃度 0.4 mg/L ～ 1.0 mg/L）を確保するには、水遊びパンツの使用は不適と判断した。 ※ 水質基準の計測は 60 分に 1 回実施
--	---

令和7年じゃぶじゃぶ池案内図

7月10日から9月7日までオープン!

開設時間・・・9:00～13:00



お休みなし



月曜日お休み



火曜日お休み

※ 定休日はじゃぶじゃぶ池ごとに異なりますので、下図をご確認ください※



★ 都立舎人公園のじゃぶじゃぶ池については、舎人公園サービスセンターへお問い合わせください。

足立区 都市建設部

建設委員会情報連絡

令和7年7月7日

件名	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について				
所管部課名	<u>建築室住宅課</u> 危機管理部災害対策課				
内 容	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保に関する現在の取組み状況を、以下のとおり報告する。				
	1 令和7年度に垂直避難用住戸として確保した区営住宅等				
	No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積(㎡) 間取り	浸水階及び 居住者数
	令和5年度		20戸		221人
	令和6年度		20戸		124人
	1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	5戸 (3～5階)	51～59 3DK	1階 12人
	2	中央本町四丁目 (1棟・11階建)	2戸 (7・11階)	46～55 2・3DK	1階 5人
	3	新田三丁目 (1棟・6階建)	3戸 (3～5階)	45～55 2・3DK	1～2階 23人
	4	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	2戸 (4階)	48 3DK	1～2階 33人
	5	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 7人
	6	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	4戸 (3・4階)	62 3DK	1～2階 10人
	7	関原一丁目コミュニティ (5棟・4階建)	3戸 (4階)	57 2・3DK	1～3階 31人
	令和7年度 合計		20戸		121人
	※ 垂直避難用住戸は、一般区民用ではなく、同じ住宅の低層階に住む居住者を想定。 ※ No. 4～6（網掛け）は建替え事業を行っている住宅のため、垂直避難用住戸としての活用は、令和9年度末までとなる。				
	2 居住者への周知				
	対象の住宅の自治会に情報提供し、垂直避難用住戸の活用について説明を行う。				

3 運営方法

- (1) 垂直避難用住戸の鍵を住戸の住所地を管轄する区民事務所へ予め持ち込む。
- (2) 「高齢者等避難」の発令後、区民事務所で自治会へ鍵の貸し出しを行う。なお、垂直避難用住戸に区職員は配置しない。

4 都営住宅の活用における東京都との協定について（参考）

令和2年度に、東京都と足立区で締結した「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書」に基づき、都から以下の垂直避難用住戸の提供を受けることとなった。

令和7年度に都から提供を受ける予定の都営住宅（5月30日現在）

No	都営住宅名	戸数	No	都営住宅名	戸数
令和5年度（収納可能人数 464 名）					44
令和6年度（収容可能人数 296 名）					28
1	伊興町第2	2	24	綾瀬七丁目	1
2	保木間五丁目	1	25	西新井本町四丁目	2
3	中央本町五丁目	2	26	梅田八丁目	1
4	西保木間三丁目第2	2	27	鹿浜二丁目	2
5	西保木間三丁目	2	28	扇二丁目	2
6	中央本町一丁目	2	29	江北一丁目	1
7	西保木間一丁目第2	2	30	一ツ家二丁目	1
8	西新井本町一丁目	1	31	宮城第3	1
9	栗原一丁目	3	32	宮城一丁目	1
10	伊興二丁目	1	33	西保木間二丁目	2
11	六月一丁目第3	2	34	扇一丁目第4	2
12	扇三丁目	1	35	西保木間二丁目第2	2
13	扇三丁目第2	1	36	北鹿浜第2	2
14	扇一丁目第2	1	37	伊興町	1
15	島根四丁目第3	1	38	中央本町四丁目	1
16	青井三丁目第3	1	39	南花畑四丁目	2
17	江北四丁目	4	40	千住桜木二丁目	2
18	西綾瀬四丁目	1	41	平野三丁目	1
19	弘道二丁目第2	1	42	大谷田一丁目	1
20	西綾瀬三丁目	2	43	加賀二丁目	1
21	扇一丁目第3	2	44	東保木間一丁目	2
22	西綾瀬三丁目第2	1	45	青井三丁目第2	1
23	中央本町二丁目	1	46	花畑八丁目	1
令和7年度 合計（収納可能人数 851 名）					70

	※ 募集や建替えによる居住者の移転後の空き室の状況により、年度ごとに提供戸数の増減がある。
--	--

	5 今後の方針
--	-----------------------

	対象の住宅へ垂直避難用住戸の情報を提供し、水害への備えを進めていく。
--	---